

令和6年度毒物劇物危害防止運動実施要領

1 趣旨

高度化された化学技術の進展に伴い、多種多様の化学物質が様々な分野で製造、使用されている。

これら化学物質の中でも、毒物劇物は毒性が強いため、これらの漏洩事故等が発生すると保健衛生上の重大な危害を及ぼすおそれがある。

また不安定な社会情勢の中で、毒物劇物がテロや犯罪などの不正な目的に利用されるおそれがある。

このため、関係機関の連携・協力のもとに、事業所内における安全管理・保管管理の徹底及び運搬中の安全対策、販売業者等に対する適切な販売管理の指導を積極的かつ強力に推進するものとする。

2 実施機関

山口県毒物劇物危害防止対策協議会及び関係機関

3 実施事項

(1) 毒物劇物営業者、毒物劇物業務上取扱者の事故防止対策の推進

ア 毒物劇物取扱管理指針に基づく管理体制の構築及び運用の徹底

イ 毒物劇物安全管理研究会の開催

ウ 毒物劇物危害防止対策総点検の実施（毎年11月11日を中心に実施）

エ 毒物劇物危害防止標語の募集

オ 毒物劇物に係る事故・啓発情報の発信

カ 事故発生時の通報義務の周知徹底

キ 毒物及び劇物の適切な保管管理、盗難・紛失防止に係る指導の徹底

ク 自然災害時における適切な保管管理の指導の徹底

ケ 毒物劇物販売業一斉調査の実施

対象：毒物劇物販売業者

重点事項：適切な保管管理の徹底、譲渡手続及び交付制限の遵守、購入者に対する身分証による本人確認及び使用目的の確認実施状況等の確認

(2) 毒物劇物運搬中における事故防止対策の推進

ア 事故想定教育及び訓練の実施

イ 毒物劇物事故処理マニュアル（運搬中）-資料編-の修正

ウ 運搬中の安全管理の徹底

(3) 毒物劇物の目的外使用に対する防止対策の推進

ア 販売時の譲渡手続きの遵守及び確認事項の徹底

イ 販売業者等に対する講習会等の実施

(4) 消費者に対する安全対策の推進

家庭用品の安全性の情報収集と共有並びに消費者に対する啓発

(5) 毒物劇物危害防止運動強化月間(6月、11月)における啓発、指導の徹底

ア 広報・啓発活動の推進

・毒物劇物危害防止標語の募集

・報道機関等の協力を得た広報

・インターネットを活用した情報提供

イ 毒物劇物取扱者（製造業者等、運送業者、販売業者及び学校）総点検の実施

ウ 毒物劇物使用者に対する安全使用及び保管管理の指導